

【無償化の対象範囲】

利用している施設		無料になる範囲		手続き
		3～5歳児クラス	住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	
保育の必要性がない	幼稚園のみ	園の利用料 注：私学助成幼稚園私学助成幼稚園 <sup>1</sup> 、国立大学附属幼稚園 <sup>2</sup> は上限あり。 (満3歳児を含む)	/	原則、不要 注：私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園は「施設等利用給付認定」が必要です。利用する園で手続きしてください。
	保育園、認定こども園のみ	園の利用料	園の利用料	不要
保育の必要性がある	幼稚園または認定こども園(1号) + 幼稚園の預かり保育(一時預かり事業(幼稚園型)を含む)	園の利用料 + 月額11,300円までの預かり保育の利用料	園の利用料 + 月額16,300円までの預かり保育の利用料(満3歳児の子どものみ)	「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)が必要です。利用する幼稚園または認定こども園で手続きしてください。
	認可外保育施設など <sup>3</sup> のみ	月額37,000円までの施設の利用料	月額42,000円までの施設の利用料	「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)が必要です。市役所で手続きしてください。
	企業主導型保育施設	標準的な利用料	標準的な利用料	年齢や利用枠によって異なります。
就学前の障がい児の発達支援施設など		施設の利用料	施設の利用料(既に無料)	不要

1 仁愛女子短期大学附属幼稚園、小鳩幼稚園・・・上限25,700円

2 福井大学教育学部附属幼稚園・・・上限8,700円

3 認可外保育施設(ベビーシッターを含む)、一時預かり事業、病児保育事業